

岩手県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

制 定 昭和 54 年 12 月 24 日

最終改正 令和 8 年 9 月 9 日

(趣旨)

第 1 この要領は、沿岸漁業改善資金の円滑な運営を期するため、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和 54 年政令第 124 号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和 54 年農林水産省令第 22 号）、岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年岩手県規則第 78 号。以下「規則」という。）及び県が東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）と締結する事務委託契約書に定めるもののほか、規則第 1 条に定める沿岸漁業改善資金及び県貸付金の貸付け等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
資金	沿岸漁業改善資金
直貸	沿岸漁業従事者等に対し、県が直接資金を貸し付けること。
転貸	沿岸漁業従事者等に対し、県貸付金の交付を受けた融資機関が資金を貸し付けること。

(借受資格者)

第 3 資金の借受資格者については、規則第 4 条に定めるほか、次の表のとおりとする。

資金の種類		借受資格者
経営等改善 資金	操船作業省力化機器等設置 資金	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営む漁業協同組合（以下「漁協」という。） 沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁協を除く。） 沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が 20 人以下であるものに限る。）
	漁ろう作業省力化機器等 設置資金	
	補機関等駆動機器等設置 資金	
	燃料油消費節減機器等設 置資金	
	新養殖技術導入資金	
	乗組員安全機器等設置資金	
	救命消防設備購入資金	

	漁船転覆防止機器等設置資金	
	漁船衝突防止機器等購入等資金	
	漁具損壊防止機器等購入資金	
	大型クラゲ混獲防止漁具設置資金	
	養殖ワカメ省力化機器等導入資金	
	資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人
	環境対応型養殖業推進資金	沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営む漁協又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁協 沿岸漁業を営む協業体又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁協を除く。） 沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）
生活改善資金	生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金	沿岸漁業の従事者
	婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体（婦人又は60歳以上の高齢者で現に沿岸漁業に従事している者がその過半を占めるもの。）
青年漁業者等養成確保資金	研修教育資金	青年漁業者（おおむね18歳以上40歳未満の者に限る。） 沿岸漁業労働従事者、その他の漁業を担うべき者（おおむね18歳以上50歳未満の者に限る。） 沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
	高度経営技術習得資金及び漁業経営開始資金	青年漁業者、又はその組織する団体（おおむね18歳以上50歳未満の者に限る。）

（特認資金の貸付内容等）

第4 第3の表経営等改善資金の款大型クラゲ混獲防止漁具設置資金及び養殖ワカメ省力化機器

等導入資金の貸付内容等については、別表に定めるところによる。

（事務の委託等）

第5 知事は、借受者の利便、事務処理の便宜、債権の保全・管理の適正な確保等を図るため、規則第14条の規定に基づき、資金の貸付け資格の認定、貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く貸付けに係る事務の一部を信漁連岩手支店（以下「委託事務処理機関」という。）に委託するものとする。

2 知事は、前項の規定により当該事務の一部を委託する場合は、委託事務処理機関との間で委託契約を締結するものとする。

（貸付けの条件）

第6 貸付金の限度額は、規則第3条の規定によるものとし、貸付けの都度、この範囲内で、かつ、貸付内容に係る事業等を適正に実行するに当たり実際に要する費用の額を限度として、当該貸付けに係る貸付金額を定めるものとする。

2 償還期間及び据置期間は規則第2条の規定によるものとし、貸付けの都度、資金の貸付けを受けようとする者の経営状況、貸付対象施設等の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、当該貸付けに係る償還期間及び据置期間を定めるものとする。

（貸付計画）

第7 局長は、委託事務処理機関等を通じて毎事業年度における需要調査を行い、普及計画又は指導計画等に基づき沿岸漁業改善資金貸付計画書（様式第1号。以下「貸付計画書」という。）を作成するものとする。

2 局長は、貸付計画書を作成したときは、関係機関（沿岸漁業改善資金制度の運営に関係する漁協、金融機関、行政機関等の機関をいう。以下同じ。）に対し個別に意見照会を行った上で、貸付前年度の1月末日までに知事に提出するものとする。

3 知事は、貸付計画書に基づき県貸付計画案を作成し、関係機関に対し個別に意見照会を行った上で貸付計画を決定するものとする。

4 知事は、年度当初に予算の範囲内で広域振興局ごとの貸付目標額を設定し、これを局長に指示するものとする。

（貸付資格の認定申請及び貸付申請）

第8 資金の貸付資格の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第2号。以下「認定申請書」という。）、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（様式第3号。以下「事業計画書」という。）及び沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第4号。以下「貸付申請書」という。）のほか、次に掲げる関係書類各1部を委託事務処理機関に提出するものとする。ただし、申請者が漁協の組合員でない場合又は申請者が所属する漁協の地区内に信漁連がない場合にあつては局長に、その他の場合にあつては知事に直接提出することができる。

（1） 直近3か年分の確定申告書（法人の場合にあつては決算書、勘定科目明細書及び税務申告書、法人でない団体の場合にあつては決算書等を含む。）、所得証明書及び固定資産課税明細書又は固定資産評価証明書の写し

（2） 貸付対象となる事業の見積書

（3） 施設を設置する場合は設計図、仕様書、工事費内訳明細書

- (4) 機器等を導入する場合はカタログ
 - (5) 団体借受けの場合は運営管理規約等（施設の管理、運営の方法等を定めたもの）
 - (6) 連帯保証人に係る職業等概要申出書（様式第5号）、直近3か年分の確定申告書の写し、所得証明書及び固定資産課税明細書又は固定資産評価証明書の写し（以下これらの書類を「職業等概要申出書等」という。）
 - (7) その他参考資料
- 2 申請者のうち転貸を希望する者（以下「借入申込者」という。）は、認定申請書、事業計画書、前項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類（以下これらの書類を「認定申請書等」という。）並びに沿岸漁業改善資金借入申込書（様式第6号。以下「借入申込書」という。）各1部を融資機関に提出するものとする。
- 3 貸付資格の認定申請及び貸付申請において、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第14条第1項の規定の適用を受ける者、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条の規定の適用を受ける者、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第11条第1項の規定の適用を受ける者又は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第25条第1項の規定の適用を受ける者が提出する書類については、前2項のほか、規則第15条から第18条までに定めるところによる。
- 4 申請者は、貸付申請書又は借入申込書を記載するに当たっては、規則第2条に定めるもののほか、次の事項に留意するものとする。
- (1) 住所は住民登録上の住所を記入すること。
 - (2) 資金の種類は規則別表第1により記入するものとする。
 - (3) 申請額は万円単位とし、万円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (4) 償還方法は万円単位の均等年賦償還とし、申請額を償還回数で除して得た額に端数を生じたときは最終償還期日で調整するものとし、この場合の額は各償還期日の額を超えないものとする。
- （連帯保証人及び担保）
- 第9 申請者のうち直貸を希望する者（以下「貸付申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人については、次のとおりとする。
- (1) 規則第7条の3第2項の連帯保証人の数は、次によるものとする。
 - ア 借受額が200万円未満の場合 1人以上
 - イ 借受額が200万円以上の場合 2人以上
 - (2) 前号の連帯保証人は、次の全ての要件を満たすものとする。
 - ア 県内に住所を有すること。
 - イ 借受者と同一家計を営む者でないこと。
 - ウ 直近年の所得額が300万円を上回ること。
 - エ 連帯保証人に借入金又は保証債務がある場合は、当該借入金又は保証債務により当該連帯保証人の所得が著しく減じるおそれがないこと。

オ 連帯保証人を複数立てる場合は、その直近年の所得額の合計が貸付申請者の借受額を上回ること。

(3) 個人が、経営開始の形態が一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始による漁業経営開始資金を借り受ける場合にあっては、経営主が連帯保証人になるものとする。

(4) 連帯債務の場合にあっては、連帯保証人は、連帯債務者以外の者とする。

(5) 法人又は任意団体が借り受ける場合にあっては、役員（理事）全員が連帯保証人になるものとする（任意団体にあっては、債務者である代表者を除く。）。

3 連帯保証人（法人を除く。）を立てるときは、貸付申請者から連帯保証人になろうとする者に対して、次に掲げる事項に関する情報をあらかじめ提供するものとする。

(1) 財産及び収支の状況

(2) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(3) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

4 連帯保証人は、委託事務処理機関（第8第1項ただし書に規定する場合にあっては、局長又は知事）に職業等概要申出書等を貸付決定日の前月の20日までに提出するものとする。

5 貸付けが決定したときは、連帯保証人になろうとする者（法人及び民法（明治29年法律第89号）第465条の9各号に掲げる者である場合を除く。）は、貸付申請者が借用証書を提出するときまでに、公正証書（民法第465条の6の規定に基づき作成されたものに限る。以下同じ。）で保証債務を履行する意思を表示しなければならない。

6 連帯保証人は、主たる債務の履行状況に関する情報の提供を請求するときは、保証契約に関する情報提供請求書（様式第7号。以下「情報提供請求書」という。）を委託事務処理機関を経由して知事に提出するものとする。

7 知事は、連帯保証人から情報提供請求書の提出があったときは、保証契約に関する情報提供書（様式第8号）により、当該連帯保証人に対し、貸付申請者の債務の履行状況に関する情報を提供するものとする。

8 貸付申請者は、資金を借り受け漁船を建造した場合は、原則として知事との間で担保設定契約を締結することとする。

（書類の送付）

第10 委託事務処理機関は、第8第1項の規定により申請者から認定申請書等及び貸付申請書の提出があったとき並びに第9第4項の規定により連帯保証人から職業等概要申出書等の提出があったときは、記載事項及び添付書類（カタログ、見積書、収支決算書類等）等を確認し、申請者の経営内容、資産状況、負債状況等からみて債権保全上、支障がなく償還が適正に行われ得ると判断したものにつき受理年月日を記入し、適宜控えを取り、貸付決定日の前月の20日までに局長へ送付するものとする。

2 融資機関は、第8第2項の規定により申請者から認定申請書等及び借入申込書の提出があったときは、記載事項及び添付書類（カタログ、見積書、収支決算書類等）等を確認し、申請者の経営内容、資産状況、負債状況等からみて債権保全上、支障がなく償還が適正に行われ得ると判断したものにつき受理年月日を記入し、適宜控えを取り、認定申請書等、借入申込書の写し及び沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第9号。以下「県貸付金貸付申請書」という

。)を貸付決定日の前月の20日までに局長へ提出するものとする。

- 3 局長は、第8第1項ただし書若しくは第1項の規定により認定申請書等、貸付申請書及び職業等概要申出書等の提出を受けたとき又は前項の規定により認定申請書等、借入申込書の写し及び県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、受理年月日を記入し、運営協議会の意見を徴した上で、これらの書類及び当該意見を知事に送付するものとする。

(貸付資格の認定及び貸付けの決定)

- 第11 知事は、第10第3項の規定による書類及び意見の送付を受けたときは、受理年月日を記入し、貸付要件審査票(様式第12号)を作成の上、貸付資格の認定と貸付けの審査を一体的に行うものとする。

- 第11の2 知事は、第8第1項ただし書の規定により認定申請書等及び貸付申請書が申請者から直接提出されたときは、受理年月日を記入の上、局長に対し、運営協議会に対する意見聴取を依頼するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による依頼を受けたときは、運営協議会の意見を徴し、当該意見を知事に送付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による意見の送付を受けたときは、関係機関に対し個別に意見照会を行った上で、貸付資格の審査を行うものとする。

(県による貸付け)

- 第12 知事は、第11又は第11の2の規定による審査の結果、資金を貸し付けることが適当であると認めるときは、規則第7条第1項及び規則第8条第1項の規定に基づき、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、速やかに局長を経由して沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(様式第13号。以下「貸付資格認定書」という。)及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第14号。以下「貸付決定通知書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により申請者に貸付資格認定書及び貸付決定通知書を交付したときは、速やかに沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(様式第15号)に当該申請者に係る貸付資格認定書の写しを添えて委託事務処理機関に通知するものとする。

- 4 知事は、貸付資格の認定をしなかったとき及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を前2項と同様に通知するものとする。

- 5 委託事務処理機関は、第3項の規定により知事から送付を受けた貸付決定連絡書に基づいて、貸付申請者に対し沿岸漁業改善資金借用証書(様式第16号。以下「直貸借用証書」という。)の作成等を指導するものとする。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

- 第13 知事は、第10第2項及び第3項の規定により県貸付金貸付申請書、認定申請書等及び借入申込書の写しを受理したときは、速やかに審査を行い、当該申請者に係る貸付資格の認定及び当該融資機関に対する県貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付資格の認定及び県貸付金の貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び県貸付金の貸付けの決定を行ったときは、局長を経由して貸付資格認定書を借入申込者に交付するとともに、融資機関に対し、沿岸漁業改

善資金県貸付金貸付決定通知書（様式第 17 号。以下「県貸付金貸付決定通知書」という。）及び沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（様式第 18 号）を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

- 3 融資機関は、前項の規定により県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに借入申込者に対し沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（様式第 19 号）を交付し、沿岸漁業改善資金貸付金借用証書（様式第 20 号。以下「転貸借用証書」という。）の作成等を指導するものとする。

（直貸の場合における貸付金の交付）

- 第 14 貸付申請者及び連帯保証人は、第 12 第 2 項の規定により貸付決定通知があったときは、直ちに直貸借用証書に、印鑑証明書及び公正証書（貸付決定日以降かつ 15 日以内に作成されたものに限る。ただし、連帯保証人が法人又は民法第 465 条の 9 各号に掲げる者である場合を除く。）を添付して局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の直貸借用証書の提出を受けた場合は、内容を確認の上同月末日までに知事に送付するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による直貸借用証書の受付に当たっては、申請者及び連帯保証人による直貸借用証書及び保証契約確認書（様式第 21 号）への自署捺印を面前で確認した上で、借用証書及び保証契約確認書受付確認書（様式第 22 号）にその内容を記録するものとする。ただし、やむを得ず連帯保証人（民法第 465 条の 9 各号に掲げる者である場合に限る。）の自署捺印を面前で確認できない場合は、保証意思確認書（様式第 23 号）を本人の住民登録上の住所あて親展で郵送し、返戻を受けることにより確認するものとする。
- 4 貸付申請者は、資金を借り受け、漁船を建造する場合にあつては、直貸借用証書に担保差入確約書（様式第 24 号）を添付しなければならない。
- 5 局長は、貸付申請者から期限までに直貸借用証書の提出がない場合は、沿岸漁業改善資金借用証書未提出状況報告書（様式第 25 号。以下「未提出状況報告書」という。）を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前項の未提出状況報告書を受理したときは、当該貸付申請者、委託事務処理機関及び局長に貸付決定の取消しを通知するものとする。
- 7 知事は、局長から提出のあった未提出状況報告書に基づき当該貸付申請者の貸付金分を除外して交付手続きをとるものとし、その期日は、貸付決定した翌月の 10 日とする。ただし、交付期日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌日以後の直近の金融機関の営業日を交付日として取扱うものとする。
- 8 委託事務処理機関は、知事から資金の交付を受けたときは貸付金を貸付申請者の口座に振込むとともに、貸付申請者にその旨を通知するものとする。

（転貸の場合における県貸付金及び貸付金の交付）

- 第 15 融資機関は、第 13 第 2 項の規定による県貸付金貸付決定通知後、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（様式第 26 号）及び沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書（様式第 27 号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があったときは、速やかに県貸付金の交付を行うものとする。

3 借入申込者は、第 13 第 3 項の規定による貸付決定通知があったときは、転貸借用証書を融資機関に提出するものとする。

4 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、借入申込者に資金の貸付けを行うものとする。
(貸付事務の処理日程)

第 16 資金の貸付決定日は、原則として次のとおりとする。ただし、貸付決定日が日曜日、土曜日、祝日、その他の休日に当たる場合は、その翌日以後の直近の平日を貸付決定日とする。

貸付回数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
貸付決定日	5 月 15 日	7 月 15 日	11 月 15 日	2 月 15 日

2 資金の約定償還期日は、前項の貸付回数に応じ、原則としてそれぞれ次のとおりとする。ただし、償還期日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌日以後の直近の金融機関の営業日を償還日として取扱うものとする。なお、申請者の償還財源の状況により約定償還日を繰り上げて定めることができるものとする。

貸付回数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
約定償還期日	5 月 18 日	7 月 18 日	11 月 18 日	2 月 18 日

(事業の実施)

第 17 借受者は、原則として第 16 第 1 項に定める貸付決定日以降に事業に着手するものとする。なお、研修教育資金の借受者は、研修に就いた場合、速やかに、局長を経由して知事に研修証明書(様式第 28 号)を提出するものとする。

2 借受者は、貸付金の使途及び受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

3 借受者は、貸付金の使途を証明する書類等を貸付金の弁済が完了するまで保存しなければならない。

(事業の完了及び確認)

第 18 借受者は、事業が完了したときは、その日から 20 日以内に、次の各号に掲げる書類に受領書等の写し等、事業費の支出を証明できる書類を添え、直貸にあっては委託事務処理機関及び局長を経由して知事に、転貸にあっては融資機関に提出するものとする。

(1) 研修教育資金以外の資金にあっては、沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書(様式第 29 号。以下「事業実施報告書」という。)

(2) 研修教育資金にあっては、研修終了(事業完了)報告書(様式第 30 号)

2 融資機関は、借受者から前項の規定による事業実施報告書の提出を受けたときは、沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書(様式第 31 号)に事業実施報告書の写しを添えて、局長を経由して知事に提出するものとする。

3 局長は、第 1 項に規定する事業実施報告書の提出を受けたときは、事業の実施状況を調査の上沿岸漁業改善資金借受者調査書(様式第 32 号)を作成し、事業実施報告書に添えて知事に送付するものとする。

4 操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者は、規則第 9 条第 5 項の規定に基づく証明書等の写しを事業実施報告書に添付しなければならない。

5 知事は、事業実施報告書の提出を受けたときは、貸付事業の適正な運用を図るため、局長の協力を得て現地調査等を行うものとし、この場合、借受者及び委託事務処理機関は知事に協力しなければならない。

6 局長は、事業の進捗状況について随時確認するとともに、事業に関する借受者への指導を行うものとする。

(借受者等の変更)

第 19 借受者又は連帯保証人が死亡したときは、親族は、死亡届（様式第 33 号）及び死亡者に係る除籍謄本等死亡の事実が確認できる書類並びに次の各号に掲げる書類を、直貸にあつては委託事務処理機関及び局長を経由して知事に、転貸にあつては融資機関に提出しなければならない。

(1) 相続人がいる場合にあつては、相続届（様式第 34 号、第 34 号の 2）及び第 9 第 4 項に規定する書類

(2) 相続放棄者がいる場合にあつては、相続放棄申述受理証明書又は相続放棄申述受理通知書（写）

(3) 借受者が死亡した場合であつて、その相続人に借受者の漁業営業を承継する者がおり、その者が専ら債務の返済を行うことを希望する場合にあつては、沿岸漁業改善資金併存的債務引受承認申請書（様式第 35 号。以下「併存的債務引受承認申請書」という。）

2 融資機関は、前項の規定により親族等から届出があつたときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

3 知事は、第 1 項第 3 号の規定により併存的債務引受承認申請書の提出があつたときは、内容を審査し、速やかに承認の可否を申請者に通知するものとし、承認する場合にあつては、借受者の漁業営業を承継する者を併存的債務引受人として、相続人及び連帯保証人との間で債務承認及び併存的債務引受契約証書（様式第 36 号）により併存的債務引受契約を締結するものとする。なお、契約を希望しない相続人については、法定相続債務額を期限前償還させるものとする。

4 前項の規定による併存的債務引受承認の申請について承認しない場合において期限前償還が必要なときは、期限前償還をさせるものとする。この場合において、知事は、期限の利益喪失通知及び催告書（様式第 37 号）により連帯保証人に通知するものとする。

5 借受者は、連帯保証人を追加しようとするときは、沿岸漁業改善資金連帯保証人追加承認申請書（様式第 38 号）並びに第 9 第 4 項に規定する書類及び公正証書（提出前 15 日以内に作成されたものに限る。ただし、民法第 465 条の 9 各号に掲げる者を連帯保証人に追加しようとする場合を除く。）を、直貸にあつては委託事務処理機関及び局長を経由し、転貸にあつては融資機関及び局長を経由して知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の規定により連帯保証人追加の承認申請があつたときは、内容を審査し、速やかに承認の可否を借受者に通知するものとし、承認する場合にあつては、借受者及び連帯保証人は、直ちに局長の面前で保証加入証書（様式第 39 号）及び保証契約確認書への自署捺印を行うものとする。

7 借受者及び連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、沿岸漁業改善資金借受者等変更届（様式第 40 号）に住民票、登記事項証明書等事実が確認できる書類を添えて、直貸に

あつては委託事務処理機関及び局長を経由し、転貸にあつては融資機関及び局長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称を変更したとき。
- (2) 住所又は所在地を変更したとき。
- (3) 解散したとき（法人の場合）。

（事業計画の変更）

第20 借受者は、やむを得ない事情により事業計画を変更しなければならないときは、速やかに、沿岸漁業改善資金事業計画変更承認申請書（様式第41号）に変更事業計画書（当初計画書に変更部分を朱記したもの）を添え、直貸にあつては局長及び委託事務処理機関に、転貸にあつては局長及び融資機関に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の書類を受け取ったときは、その内容を審査の上、事業計画の変更を行うことが真にやむを得ないと認めるときは承認し、直貸にあつては局長及び委託事務処理機関を経由して、転貸にあつては局長及び融資機関を経由して申請者に通知するものとする。

（貸付決定前着工）

第21 災害又は不慮の事故その他真にやむを得ない事情により、対象物を緊急に導入しないと漁期を著しく失するおそれがある場合又は対象物が入手困難になるおそれがある場合には、申請者は、沿岸漁業改善資金貸付決定前着工（事前着工）承認申請書（様式第42号。以下「事前着工承認申請書」という。）を、直貸にあつては認定申請書等及び貸付申請書の提出後に委託事務処理機関を経由して、転貸にあつては認定申請書等及び借入申込書の提出後に融資機関を経由して局長へ提出するものとする。

- 2 局長は、前項の書類を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金貸付決定前着工（事前着工）承認申請に係る意見書（様式第43号）を事前着工承認申請書に添付して、知事に送付するものとする。

- 3 知事は、前項の書類を受け取ったときは、その内容を審査の上、事前着工を行うことが真にやむを得ないと認めるときは承認し、直貸にあつては局長及び委託事務処理機関を経由して、転貸にあつては局長及び融資機関を経由して申請者に通知するものとする。

（事業の延期、中止又は廃止）

第22 借受者は、事業が所定の期間に完了できない場合は、規則第9条第1項ただし書の規定により承認を受けるものとし、直貸にあつては委託事務処理機関を経由して知事に、転貸にあつては融資機関に、完了予定日の10日前までに沿岸漁業改善資金事業完了延期承認申請書（様式第44号）を提出するものとする。。

- 2 知事又は融資機関は、前項の規定により事業完了延期の承認申請があつたときは、内容を審査し、速やかに承認の可否を決定の上、直貸にあつては借受者、委託事務処理機関及び局長に、転貸にあつては借受者及び局長に通知するものとする。

- 3 借受者は、貸付けの対象となった事業を中止又は廃止しようとする場合には、沿岸漁業改善資金事業中止（廃止）報告書（様式第45号）を、直貸にあつては委託事務処理機関及び局長を経由し、転貸にあつては融資機関を経由して知事に提出するものとする。

（直貸の場合における約定償還金の徴収）

第23 沿岸漁業改善資金の償還金等の納入は、知事の指示に基づき委託事務処理機関が発行する

納入通知書により行うものとする。

(転貸の場合における約定償還金の徴収)

第24 知事は、転貸の場合の約定償還金の徴収については、融資機関に対し、融資機関が借受者に貸し付けた資金の償還期日の30日前までに納入通知票(会計規則(平成4年岩手県規則第21号)様式第16号)を送付して行うものとする。

(貸付資格の認定の取消し等)

第25 知事は、借受者が第12第1項の規定による貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、事業計画書の内容が達成できない見込みとなった場合は、当該事業計画書に係る貸付資格の認定を取り消し、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(様式第46号)により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行うものとする。

2 知事は、融資機関が沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項第2条各号のいずれかに該当すると認めたときは、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

(期限前償還)

第26 知事は、直貸借用証書特約条項第1条の規定に該当すると認めたときは、期限前償還の請求手続を行うものとする。その事務処理は、約定償還の手続に準じるものとする。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した時点で速やかに期限前償還を行わなければならない。この場合において期限前償還の対象となる額は、第1号に該当するものにあつてはその超過した金額、第2号に該当するものにあつては貸付額の残金全額とする。

(1) 貸付けを受けた金額が貸付限度額又は総事業費を超えたとき。

(2) 貸付対象機器等を譲渡し、交換し、貸与し、又は使用を中止しようとするとき。

3 知事は、期限前償還(前項第1号の規定による場合を除く。)の請求手続を行うときは、期限の利益喪失通知及び催告書により連帯保証人に通知するものとする。

(支払猶予)

第27 規則第12条に規定する支払猶予を受けようとする場合の知事が指定する者の証明書は、次に掲げるものとする。

(1) 天災地変(暴風雨、豪雨、地震、暴風波、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう、火災等)に起因する場合は、市町村長の証明書

(2) 死亡、疾病又は負傷の場合は、医師の診断書

(3) 盗難の場合は、警察署長の証明書

(4) 前各号に掲げる事由のほか、その事由が著しく償還を困難にしたことを証することができる者による証明書

2 支払猶予については規則第12条及び第13条により行うものとする。

3 規則第12条の沿岸漁業改善資金支払猶予申請書は様式第47号のとおりとする。

4 規則第13条第2項の沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書は様式第48号及び様式第48号の2のとおりとする。

5 規則第13条第3項の沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書及び沿岸漁業改善資金県貸

付金支払猶予決定通知書は、それぞれ様式第 49 号及び様式第 50 号のとおりとする。

(延滞償還金の取立て)

第 28 委託事務処理機関は、借受者の償還金が償還期限を過ぎてもなお償還されないときは、速やかに償還させるものとする。

2 委託事務処理機関は、償還金を納入期限から 15 日を過ぎても納入しない借受者があるときは、借受者及び連帯保証人に督促状（様式第 51 号、第 51 号の 2）を発するものとする。

3 委託事務処理機関は、納入期限から 30 日を過ぎてもなお納入しない借受者があるときは、その事情を調査し、知事に報告するものとする。

(債権管理)

第 29 知事は、貸付けを行った際は沿岸漁業改善資金債権管理簿（様式第 52 号）を作成するとともに、過年度分の延滞者がある場合には沿岸漁業改善資金延滞債権管理カード（様式第 53 号）を作成し記帳整理することにより、債権の管理を適正に行うものとする。

2 知事は、毎月沿岸漁業改善資金月別管理簿により資金管理を行うものとする。

(書類の保存)

第 30 知事及び局長は、貸付債権に係る関係書類を整備し、貸付金及び違約金の弁済完了の翌年度まで保存するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正後の様式は、この要領の施行の日以後に提出する報告書等について適用し、同日前に提出した報告書等については、なお従前の例による。

3 この要領による改正前の岩手県沿岸漁業改善資金事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 13 日から施行し、この要領による改正後の沿岸漁業改善資金事務取扱要領の規定は、令和 5 年 4 月 14 日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年9月9日から施行する。

別表（第4関係）

資金の種類	貸付内容	具体的内容	摘 要
大型クラゲ 混獲防止漁 具設置資金	改良網の 設置費用	1 魚類等の誘導効果を維持しつつ、大型クラゲを素通しするため、垣網の一部を大目化する改良網の設置 2 垣網によって誘導された（されてしまった）大型クラゲが箱網（運動場）に入網することを防ぐため、羽口部への遮断網の設置 3 箱網に入網した（してしまった）大型クラゲと漁獲対象魚等を分別するための仕切網の設置 4 箱網に入網した漁獲対象魚等のみを落とし込む袋網（金庫網）の設置	原則として、国立研究開発法人水産研究・教育機構が公表した漁具改良マニュアルに則ったものに限る。ただし、漁業者等が独自に開発したものであって、かつ、効果が実証されたものについても、岩手県水産技術センター（以下「県センター」という。）等の公的機関により効果が確認されたものであれば、貸付対象とする。
養殖ワカメ 省力化機器 等導入資金	養殖ワカメの刈取 作業省力 化装置の 設置費用	1 養殖ロープを滑ることなく動力で引き上げるための巻き上げドラム、リール及びローラーの設置 2 養殖ロープの巻き上げと同時にワカメを元茎部分から切断するための固定刃の設置	原則として、県センター等が開発した設計図に基づくものに限る。ただし、民間事業者等が独自に開発したものであって、かつ、効果が実証されたものについても、県センター等の公的機関により効果が確認されたものであれば、貸付対象とする。
	ワカメ・ コンブ高 速塩漬装 置の設置 費用	攪拌により塩漬時間を短縮するため、直径1～2mの円形水槽へのモーター及び攪拌翼の設置	